

(整理番号 620)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第2回大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年8月28日(水)
午後4時56分から同7時17分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 2名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者代表委員からは、報道から得た情報を基に、価格転嫁が進んでいる主な業種の中では「鉄鋼・非鉄・鋳業製品卸売」が2位であり、鉄鋼業は他産業と比べて価格転嫁が進んでいる。
定期昇給を含めない賃上げで3万円を超える企業や、組合数8名で、時間給換算1,313円の労働協約を締結している企業もあり、支払能力は確保されている。
鉄鋼業の優位性を示す必要がある。
等の理由から改正決定の必要性有りとの主張があった。
 - ・ 使用者代表委員からは、中小企業の景況は苦しい。
昨年からの最低賃金の大幅上昇は、中小零細企業にとって苦しく、賃金支払能力からは厳しい。

産業の優位性は認識しているが、地賃プラス数円の特賃を設定する意義は疑問である。

等の理由から改正決定の必要性無しとの主張があった。

全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の結果を踏まえ、引き続き改正決定の必要性の有無にかかる審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。